マル経融資等を活用される小規模事業者を支援します。　　北栄町小規模事業者経営改善

資金(マル経）等利子補給補助金

《事業の概要》

**町内での経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定及び発展を図る目的で㈱日本政策金融公庫が行う融資について、3年を上限に利子の補助を行います。**

**○対象となる融資**

**㈱日本政策金融公庫の**

1. **マル経融資：小規模事業者経営改善資金融資**
2. **衛経融資　：生活衛生改善資金融資**

**○補助率**

**償還利息の2分の１以内を補助する。（延滞利息を除く。）**

**○対象者**

* + 町内に住所を有する**小規模事業者（※1）**で対象融資を受けた者

※１　常時雇用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）については5人以下）

* + 町に**納税の義務**があり、その町税等を完納している者（法人にあたっては代表者を含む。）

○条件等

* 対象期間P:債務者の対象利子が発生した時から**3年間を上限**とします。
* 本補助金を利用された方は、（繰り上げ償還ではなく）通常償還による完済後（Rの日以後）

の借入でなければ新規の申請ができません。

* 借り換えがあった場合、対象期間Pは当初（借換前）の借入から3年までとします。
* 国の制度を活用しているため、制度の変更により事業を中止する場合があります。



。

【お問い合わせ】

北栄町産業振興課　農商工推進室

TEL：０８５８－３７－３１５３　　Eメール：sangyo@e-hokuei.net